## 報 道 資 料

平成22年3月16日

消費・生活安全課

担当: 姫野、村田 内線: 3182 · 3185

食品衛生法に適合しない容器包装の使用について インド産はちみつの容器包装 (キャップ) の鉛基準違反 (第2報)

このことについて、3月9日、報道資料提供しましたが、下記のとおり、県で実施した 試験結果が判明しましたので、お知らせします。

記

1. 県が実施した容器包装の一般規格試験(合成樹脂)結果(保健環境研究センター)

分析試験項目			食品衛生法基準	結果
器具	材質試験	鉛	100μg∕g以下	<b>不 適</b> ∶1300 µ g∕g
及び急援		カドミウム	100μg∕g以下	適合
規 格試 験	溶出試験	重金属(鉛として)	1μg/mL以下	適合

※本件はちみつの安全性については、県の溶出検査結果及び開封するまでキャップに接触 しないことから、はちみつへの移染の可能性は極めて低いと考えられます。

## 2. 自主回収の状況

輸入者は、次の方法により、情報提供を行い、回収を呼びかけています。

- ・自社のホームページにて掲載
- ・販売店にてポップ表示
- ・県及び関係自治体のホームページにて掲載